

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

第 18 期 活 動 報 告 書

1. 主要な情報公開請求および異議申立

1. 1 秘密保護法 立法過程の情報公開訴訟

2017年度の活動

- 17年10月24日 最高裁で敗訴確定
- 11月 6日 訴訟通信最終版発行

秘密保護法 立法過程の情報公開（上記訴訟以外分）

- 17年 5月 8日 法令協議 H29.2 分不存在決定
- 6月 5日 法令協議 H29.3 分開示決定
- 6月 7日 法令協議 H29.4 分開示決定
- 11月20日 法令協議 H29.7-9 分不存在決定

1. 2 共謀罪 法令協議を開示請求

政府が強行採決した共謀罪について法令協議資料を情報公開請求した。

2017年度の活動

- 17年 7月11日 法務省に情報公開請求
- 8月14日 法務省 協議 (H29)、コンメンタール等不存在決定
- 9月11日 法務省 法令協議一部開示決定（673枚）
- 12月27日 法務省 法令協議一部開示決定（819枚）
上記以外は文書名を特定せず不開示決定
- 18年 3月26日 法務大臣に対して審査請求を行う
- 5月15日 法務省から理由説明書が届く
- 6月30日 情報公開・個人情報審査会に意見書提出

1. 3 ビートルズ来日公演警備情報 提訴

1966年にビートルズが来日した際の警備状況を記録した映像フィルムが警視庁に残っていたことが報道で判明した。詳細を知るために情報公開請求した。秘密保護法にからめ、50年前の情報でも非公開であり、非合理であることを明らかにした。再度情報公開請求したところ、個人情報を除く部分を開示する（ビートルズの顔は開示）と決定があったが、おかしいとして審査請求したが棄却の裁決が出たため、提訴した。

2017年度の活動

- 17年 9月30日 東京地裁で弁論
- 12月20日 東京地裁で敗訴
- 12月26日 東京高裁に控訴
- 18年 4月 9日 東京高裁で第1回弁論
- 5月23日 東京高裁で敗訴
- 6月 4日 最高裁に上告兼上告受理申立

なお、上記ビートルズフィルムが商業媒体にモザイク処理されて提供されたため、2018年1月19日に警視庁に対して再度情報公開請求したが、同年2月1日に全面非開示決定が出た。

1. 4 武器輸出 情報公開請求し審査請求・異議申立

防衛装備移転三原則改正に基づき、平成26年7月17日に国家安全保障会議が武器の海外移転を認めた際の議事録と配布資料を情報公開請求し、審査請求したが棄却された。

- 16年 1月 8日 情報公開審査会に意見書提出
- 17年11月24日 情報公開審査会が「表題及び項目並びに日時、場所及び出席者の部分を開示すべきである」と答申
- 18年 1月22日 総理大臣が答申に従い採決

1. 5 南スーダン PKO 陸上自衛隊の日報 電子データを開示請求

南スーダン国連平和維持活動に派遣されている陸上自衛隊の日報がいったんは廃棄したと稲田朋美防衛大臣が発言したものの、その後電子データとして全て保存されていたと認めた。

実際にどのようなものが開示されるか調査し、開示文書を全てホームページ上にアップした。

- 17年 2月20日 2016/7-2017/2/20 までの日報の開示請求
- 7月31日 2016/9/11-30分一部開示決定
- 2016/10/1-31分一部開示決定
- 2016/11/1-30分一部開示決定
- 18年 3月 9日 2016/12/1-31分一部開示決定
- 2017/1/1-31分一部開示決定
- 2017/2/1-20分一部開示決定

1. 6 外務省報償費の訴訟確定判決に従わない文書開示に対する異議申立

1. 7 各地市民オンブズマンによる大使館・領事館の報償費の一斉情報公開請求

2017年4月26日になって、情報公開市民センターならびに名古屋市民オンブズマンに対して、追加開示をする決定を送付し、中身を見た上で異議申し立ての取り下げを検討するよう連絡があった。

開示された文書を見たが、若干黒塗りは減ったもののまだまだ黒塗り部分が多く、しかも、市民センターの異議申立が2004/2/10.2010/3/18、名古屋市民オンブズマンの異議申立が2010/5/26で、そう急いで結論を出す話では無いと判断し、このまま異議申立を続行するよう連絡した。

2006年8月17日に異議申し立てした件が、約11年後の2017年8月31日になって外務省は情報公開・個人情報保護審査会に諮問した。審査会は「付言」で「遅きに失したと言わざるを得ない」と述べた。

- 17年 9月 6日 外務大臣 諮問について（通知）
- 9月12日 情報公開・個人情報保護審査会（通知）
- 10月30日 情報公開・個人情報保護審査会に意見書提出
- 18年 5月15日 情報公開・個人情報保護審査会答申
- 6月15日 外務省 再度の決定 FAX番号以外開示

1. 8 大臣メールの開示請求

各省庁で、メールならびにパソコン内文書を「組織共用文書」に当たらないため公文書でない、とした問題を受け、全国市民オンブズマン連絡会議が1府13省庁・全都道府県・政令市・中核市に対して、メールパソコン内文書は公文書に当たるかの質問を行った。それとともに、全都道府県知事・政令市長・中核市長のメールを情報公開請求した。

情報公開市民センターは、1府13省庁の大臣に対し、17/7/3付けで大臣が2017/6/21-30に送信したメールの本文、タイトル、宛先ならびに添付ファイル（いずれも電磁的記録に限る）を開示請求した。

17年9月2-3日 第24回全国市民オンブズマン和歌山大会で結果発表

1. 9 内閣官房報償費の開示請求

内閣総理大臣に対して審査請求していた平成22年度内閣官房報償費の具体的な使途に関する支出関係書類について、別団体の情報公開訴訟で最高裁判決が確定したことを受け、不開示決定を取消し、一部開示された。

18年3月16日 決定書

3月23日 開示文書受け取り

2. 内閣府 情報公開制度見直し

情報公開法改正案は、2012年11月の衆院解散で廃案に。復活の目処はたっていない。本年度は特に動きはなかった。

3. 秘密保護法に反対する活動

2017年度の活動（上記1.1裁判、1.2開示請求を除く）は特になかった。

4. 共謀罪に反対する活動

2017年度の活動（上記1.2開示請求を除く）は以下の通りである。

17年 9月2日 全国市民オンブズマン和歌山大会で新海聡理事長が共謀罪の情報公開について発表

11月7日 「秘密法と共謀罪に反対する愛知の会」学習会「秘密法と共謀罪で肥大する権力」で新海聡理事長が講演

5. 表現の自由を守る活動

「日本の表現の自由を伝える会」が2016年3月に立ち上がり、その事務局として、2017年11月-2018年1月、5-6月イギリス在住研究者の藤田早苗氏来日講演会の広報支援を行った。

6. 委託事業

全国市民オンブズマン連絡会議から以下業務の委託があった。

- ・第24・25回全国市民オンブズマン大会調査業務
- ・2017・18年版包括外部監査通信簿作成業務
- ・各種全国市民オンブズマン連絡会議関係業務

7. 市民からの情報公開請求などに関する相談は年間約100件

8. ホームページ
ホームページへの記事掲載は年間 14回
ヒット件数不明

9. 認定 NPO 法人を目指す件について
寄付金控除が受けられる認定 NPO 法人を目指すために、多くの方に寄付して欲しいと呼びかけたところ、弁護士から寄付が3件あった。
今後も広く呼びかけていきたい。

10. 会員状況
2018年5月31日現在
個人正会員 27名
団体正会員 2団体
個人賛助会員 1名

以上